

**【表紙】**

**【提出書類】** 内部統制報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の4第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 2026年3月31日

**【会社名】** Z E T A株式会社

**【英訳名】** ZETA INC.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長CEO 山崎 徳之

**【最高財務責任者の役職氏名】** 取締役CFO 森川 和之

**【本店の所在の場所】** 東京都世田谷区三軒茶屋二丁目11番22号

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長CEO山崎徳之及び取締役CFO森川和之は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」という。）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、連結子会社3社については、金額的及び質的重要性並びにその発生可能性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、企業規模等を考慮し、当事業年度の売上高予算を指標とし、そのおおむね3分の2程度を基準として重要な事業拠点を選定しました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金、売上原価並びに販売費及び一般管理費に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。

さらに、当社グループの事業内容及びリスク評価に基づき、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務プロセスとして、税金・税効果プロセス、のれん及び顧客関連資産の評価プロセスを個別に評価対象に追加しております。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

## 4 【付記事項】

前事業年度に係る内部統制報告書に記載したとおり、当社グループは、前事業年度において以下の開示すべき重要な不備を識別した旨を報告いたしました。

（決算・財務報告プロセス、及び、ライセンス取引に係る売上計上プロセスにおける開示すべき重要な不備）

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）適用後に、入金サイトが長期にわたるライセンス取引の適切な会計処理の検討が適時に行われていなかったことに関する不備。
- ・ライセンス取引の性質を考慮したあるべき内部統制の検討ができていなかったことに関する不備。
- ・上記の検討を社内で適時に行うための社内体制の整備が不十分であったことに関する不備。

前事業年度の内部統制報告書に記載した再発防止策に基づき、当事業年度に実施した是正措置及び是正状況は以下のとおりであります。

#### 1. 社内人員に対して正常な入金サイトの取引が是であることの意識付けの徹底

正常な入金サイトによる取引を是とする意識の徹底を図るため、各種会議体の場においてライセンス取引における正常な入金サイトの重要性について周知を行いました。

また、営業部門及び経理部門の責任者等による案件進捗の確認を実施し、契約ごとの入金サイトの管理を継続的に行うことを通じて、前事業年度において不備の原因となった通常の取引とは性質の異なるライセンス取引を含め、取引条件や内容を適時に確認する体制を整備しました。

これにより、ライセンス取引の正常な入金サイトに関する社内人員の理解向上を図るとともに、会計処理の適切性について、適時な検討を徹底しております。

#### 2. 経理部門人員の専門知識の向上

経理部門人員に対して、ライセンス取引に係る収益認識の考え方や適切な会計処理に関する情報共有を行うとともに、ライセンス売上の計上に係る証憑類具備のルールに関して、前事業年度において不備に至ったパターンを踏まえた見直しを実施し、見直し後のルールに基づく業務フロー及び関連する内部統制の適切な運用について周知を行いました。

これにより、経理機能の強化を図り、財務報告の信頼性を確保しております。

#### 3. 内部監査・監査役監査の対象と方法の見直しを含めた内部統制システムによる経理部門の監視監督機能の強化

重要なライセンス取引については、従来の事後的な確認に加え、取引実行前、または、売上計上前の段階での事前確認を強化しました。また、売上計上の承認プロセスを見直し、内容の適切性を複数の視点から確認できる体制を整備しました。

これにより、ライセンス取引の収益認識に係る内部統制の有効性が向上し、経理部門の監視監督機能が強化されたことに加え、内部監査室による評価手続の実施等を通じて、財務報告リスクの早期検知と是正機会を確保し、事業の特性を踏まえたより実効性のある監査を行っております。

以上の結果、当事業年度末日時点において、開示すべき重要な不備は是正され、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

#### 5 【特記事項】

該当事項はありません。